

令和2年度

松本市社会福祉協議会

事業計画書

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会



《 基本目標 》

『みんなでつくろう ともに生きる地域の心を』

(第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画スローガン)

* 社協をめぐる状況

我が国は、これまで世界が経験したことのない、急速な「少子高齢化」、「人口減少社会」に直面しています。加えて不安定な世界情勢や生活不安の増大、新たな感染症の拡散、犯罪や事件の深刻化などを背景に、先行きの見えない不安感が社会全体に影響を与えています。一方、地域においても核家族化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化などにより人間関係が希薄化し、地域に対する関心も低下しています。さらに、子どもの貧困、虐待など、子どもを取り巻く環境の変化や引きこもりに起因すると言われる「8050問題」など、社会や支援とつながらない世帯への対応といった既存の制度では、対応困難な複合的課題が増加するなど、福祉に対するニーズは複雑多様化してきています。

当会では、平成28年度に松本市と共同で策定した「第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」も来年度は計画最終年度となります。計画では、上記に掲げるスローガンを実現するため、地域住民の出会いや支え合いの「場づくり」、支え合いの「人づくり」をコンセプトとして、「地域の担い手づくり、地域の見守り体制づくり・相談窓口の充実・地域で見えづらい課題に気づき合う」ことを重点目標に、社協では約30の施策・事業に取組むこととしています。来年度は今までの取組みについて振り返りを行い、結果の評価を行うとともに、残された課題や次期に向けた目標の検討を行う必要があります。

一方、法人運営においては、労働人口の減少による人手不足は、多くの産業に広がっております、当会においても福祉人材の確保はさらに困難な状況になることが予想されるほか、収益の減少と人材不足により厳しい財政運営となっている介護保険事業の安定化や働き方改革関連法に対応した労務・人事管理など、的確な対応が要求されています。

《 重点目標 》

1 地域福祉推進事業

地域の住民が主体となって地域福祉活動を行うための「地区別地域福祉活動計画」の策定や推進に向け、関係職員が共通認識を持ち、オール社協として一体的な取組みを実践するための活動方針とガイドラインに基づき、関係課で構成する「地域福祉推進会議」が進捗状況の管理と地区担当者の活動を支援しながら、活動方針に掲げる各種事業の創設や見直しを進め、地区支援活動に取組みます。

また、地域の多様な生活課題を解決するための仕組みは、高齢化の進行や社会情勢の変化による人と人との繋がりの希薄化から、今までのように家庭内や地域の支えに期待できず、町会組織、民生委員等の一部の市民に負担が増加しているため、ボランティアセンターでは、福祉教育、人材育成講座等を通じ、地域での支え合いの重要性と必要性の理解を求めながら、子どもから高齢者に対しての支え手の育成に取組みます。

さらに、地域における子育て支援への取組みとして、児童センターの運営に積極的にかかわるとともに、子ども達の見守り等にも積極的に対応することにより、地域福祉の推進と連携した児童福祉の向上に努めます。

2 生活福祉事業

地域の住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、松本市から委託を受けて、地域での生活支援等の体制整備の調整役である「地区生活支援員」を順次各地区に配置し、生活支援ニーズの把握、担い手の育成・発掘など、地域福祉と生活福祉の一体的な推進を図ります。

また、生活困窮や判断能力の低下した方の自立した日常生活を支援するため、行政や支援専門職間との連携を一層強化し、困りごとの早期発見と相談支援を行うことで、地域での生活を持続するための権利擁護推進のほか、地域に潜在する困窮問題の早期発見と相談支援の強化を更に推進するため、関係機関との連携を図り、生活困窮者を支える体制づくりに取組みます。

さらに、判断能力が不足する方の意思決定支援のため、成年後見制度の相談支援・法人後見の受任と併せ、市民後見人の養成・支援等を進めるほか、令和3年度に設置が予定されている中核機関への対応等、成年後見制度による権利擁護の充実を進めます。

3 介護保険事業

訪問介護事業、通所介護事業での収益の減少、居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業における介護人材不足により、厳しい運営となっている介護保険事業については、収益確保と人材確保のため、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、病院等との連携強化による営業の実施、稼働日・稼働日数の調整等による効率的な職員配置についての検討や学校との連携による介護人材の確保等に努めるとともに、支出の見直しと人材確保の強化に取組みます。

4 障がい者支援事業

地域住民や社会福祉関係機関等との連携・協力のもと、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援等を行うとともに、本会が指定管理者制度により運営を行っている施設の安定経営に努めてまいります。特に、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所の5施設では、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対しての就労及び生産活動等の機会の提供を通じて、一般就労などに必要な知識及び能力向上のための訓練、その他基本的な生活習慣を習得するための支援を行います。

また、障がいのある方が、共同生活を行うグループホームの運営では、地域との関わりを大切にし、自立した生活ができるよう支援するとともに、施設の健全運営に努めるほか、更なる利用ニーズに応えるため、新たなグループホーム整備の具体化に取組みます。

《 各課の主要取組及び事業概要 》

総務課

○ 法人運営事業

1 主要取組

(1) 組織運営のガバナンスの強化及び事業運営の透明性の確保

社会福祉法人には利用者、職員、地域社会等の立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み（ガバナンス）の強化が求められます。

このため、法令遵守といった守りのガバナンスに加え、経営基盤の強化を図るとともに、サービスの質の向上と積極的なサービスの提供を行う攻めのガバナンスの強化を進めます。

また、計算書類、現況報告書や役員報酬等の公表を行うほか、理事会等会議の議事録公開にも積極的に取組みます。

さらに、事務事業の効率化・簡素化、新規事業の展開に取り組むため、組織の見直しのほか、本所機能の移転等についても検討を進めます。

(2) 持続可能な財政運営

補助金・委託金をはじめ、介護保険事業・障がい者支援事業等の収支状況を把握しながら、収益の確保のほか、業務効率化による費用の削減を進めます。

さらに、当会の基本理念・事業目的の明確化・可視化、組織内への浸透、継続性、計画性に基づいた事業の推進、P D C A サイクルによる事業の進捗管理を進めるため、中長期事業計画及び財政計画の策定について取組みます。

(3) 将来を見据えた職員体制の構築

限られた人員で、より効率的・効果的な運営ができるように組織、要員の見直しを行い、職員の適正配置に努めるとともに、人材不足が深刻化するなか、職員の定着を図る人事管理、キャリアアップ制度の充実や職員採用・給与体系の見直しを進めます。

(4) 働き方改革の推進

長時間労働のはじめ、多様で柔軟な働き方の実現、公平な待遇の確保、労働環境の改善、I C T による情報共有など、職員のワークライフバランスの実現と働きやすい職場環境づくりを進めます。

2 事業概要

(1) 組織運営のガバナンスの許可及び事業運営の透明性の確保

ア 理事会・評議員会の開催

イ 事務局会議の開催（毎月）

- ウ 事務局係長会議の開催（毎月）
- エ 情報公開・個人情報保護・苦情解決・公益通報・危機管理等に関する事務
- オ 諸規程の見直し
- カ 事業計画・財務諸表・役員報酬基準等の公開
- 新 ク SNSによる情報発信**
- 新 キ 本所機能の移転の検討**

（2）持続可能な財政運営

- ア 予算・決算・監査に関する事務
- イ 財政分析の実施
- ウ 補助金・委託金の安定確保
- エ 積立金の運用管理
- 新 オ 中長期事業計画及び財政計画策定の検討**
- 新 カ 間接材調達方法見直しの検討**

（3）将来を見据えた職員体制の構築

- ア 多様な人材の登用
- イ キャリアアップ支援制度の充実
- ウ メンタルヘルス対策の充実
- エ 職員研修の充実
- オ 障がい者雇用の推進
- 新 カ 職員採用・給与体系見直しの検討**

（4）働き方改革の推進

- 新 ア 休暇取得の推進**
- 新 イ 不合理な待遇差の解消**
- ウ 職員衛生委員会による労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進
- 新 エ ハラスメント対策の推進**
- 新 オ 情報共有システム導入の検討**
- カ 諸規程の見直し

地域福祉課

○ 地域福祉推進事業

1 主要取組

(1) 地域福祉推進会議の運営

地域福祉推進会議において、逐次、地区担当職員の活動方針とガイドラインの見直しを行い、新たに地区担当ブロック責任者会議を設け運営することで、オール社協としての取組みを一層進めます。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

本会が従来から取り組んできた、だれもが安心して住み慣れた地域で生活できるように、共に支え合える地域づくりに向けて、地区担当職員の活動方針に掲げる事項について重点的に取組みます。

(3) 第3期地区別地域福祉活動計画の総括と推進

第3期地区別地域福祉活動計画（以下「地区別計画」という。）の最終年となるため、計画に掲げる本会の役割に基づいて、重点的に取組む事業に具体的に取り組むため、地区担当職員の活動方法を示した活動方針による地区活動の評価と検証を行い、次期計画（第4期）の準備作業を進めます。

【本会の役割】

ア 地域の活動推進

イ 地区担当職員の専門性の向上

ウ 地区別計画の進行状況管理

エ 助成事業の提供と活用

(4) 地区社協（支会）及び分会社協（町会）・町会福祉活動の推進・支援

ア 地区社協及び分会活動への支援を継続的に行い、課題等を把握、整理のうえ活動の活性化を目指します。

イ 地区社協が行なう地域福祉活動に要する経費を助成し、財政支援を行います。

また、活動の活性化に向けて、より効果のある支援となるように地区社協の裁量や主体性を重視した見直し後の助成制度（地域福祉活動推進支援事業）を推進します。

(5) 福祉啓発活動

本会事業の内容や各地区における先進的な取組みの過程等を紹介する等、地域の福祉力向上のための啓発活動を行います。

(6) 福祉車両・車椅子等の貸出

一時的に必要とする市民の利便性と経済性に配慮し、福祉車両・車椅子等の貸出を行い、福祉サービスの向上につなげます。

2 事業概要

(1) 地域福祉推進会議の運営

本会内の5課(地域福祉課、生活福祉課、西部・四賀・北部地区センター)の課長による地域福祉推進会議、補助機関である担当者による担当者会議、地区担当ブロック責任者会議を隨時に開催し、地区課題の解消に向けた本会の取組みの検討と情報共有を図ります。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

重点事項を効果的・効率的に取り組むために、地区担当及び事業担当職員が共同して取組みを進め、「地域福祉推進会議」がフォローアップと進行管理を行います。

【重点事項】

- ア 身近な範囲で、支援が必要な人を見守り・支えるための、市民と専門職のネットワークづくりである「見守り安心ネットワーク事業」の推進
- イ 孤立しない地域づくりのため、「サロン」、「カフェ」等の身近で集い、出会い、交流し、活動する場づくりである「地域活動拠点整備事業」の推進
- ウ 有償生活支援事業の手法を取り入れるなど、住民が主体的に関わった地域での生活支援の仕組みづくりの推進

(3) 地区担当職員による活動方針の実践

各地区に共通する課題の解決方法は、統一した方針に基づいて地区活動を進めることを基本とし、そのうえで各地区の特性を生かした活動に取組みます。また、地区的状況により既に各種の取組みが進んでいる地区については、取組みを一層推進します。

(4) 住民の支え合いによる地域福祉の推進

- ア 地区社協（支会）及び分会（町会）活動、町会福祉活動を推進するための支援
- イ 地域福祉活動推進支援事業の実施
 - (ア) 地区別地域福祉活動計画推進事業（地区課題の把握・解決事業）
 - (イ) 見守り安心ネットワーク事業（見守り・支え合い事業、マップ作成事業）
 - (ウ) 地域福祉活動拠点整備事業（地域ふれあい推進事業）
 - (エ) 地域ボランティア活動事業（ボランティア等人材育成事業）
 - (オ) 福祉の知識・意識向上活動事業（住民学習サポート事業）
 - (カ) 生活支援体制整備事業（住民主体事業）
- ウ ふれあい会食会事業への助成
- エ 敬老の日行事への助成
- オ 町会児童遊園地整備への助成

(5) 福祉啓発活動

- ア 市社会福祉大会の開催（7月29日、松本市音楽文化ホール予定）
- イ 広報編纂方針に基づく「社協まつもと」の発行
- ウ ホームページ・SNSによる情報発信

拡

エ 長野県社会福祉大会への参加

(6) 福祉車両・車椅子等の貸出

ア 福祉自動車貸出事業

イ 車椅子等貸出事業

(7) 福祉団体活動及び支援

ア 長野県共同募金会松本市共同募金委員会事業の推進

イ 日本赤十字社長野県支部松本市地区事業の推進及び松本市赤十字奉仕団の育成

ウ 松本市民生委員・児童委員協議会との連携（組織強化支援）

エ 福祉団体への支援及び団体事務の効率化の検討

新 (8) 特殊詐欺被害防止対策

特殊詐欺による高齢者の被害が発生していることから、通所施設及び訪問サービス等の職員がチラシや注意喚起資材を活用し、被害防止対策ガイドラインに基づき直接対話による注意喚起を行います。

○ ボランティアセンター事業

1 主要取組

(1) ボランティアセンターの基盤・人づくり

ボランティア活動の需給調整を行うとともに、ボランティアを養成する講座等の事業を通して、人材の発掘・育成を行い、地域におけるボランティア活動を支援します。

(2) ボランティアの活動支援

ボランティアへの情報提供、助成金の交付等を行い、地域のボランティア活動を支援します。また、ボランティア保険の普及及び加入を促進します。

(3) 福祉教育

子どもから大人まですべての人を対象に、身近な地域で暮らす障がいのある人や高齢者など様々な人々との多様な生き方に触れ合うことで、コミュニケーション力を高めるとともに、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心を育む福祉教育を推進します。

(4) 災害ボランティア活動

災害時にボランティア活動を円滑に行うために、各地区において災害ボランティア講座を開催し、ボランティアの育成と事前登録を進めます。

(5) 地区ボランティア部会への支援

地域づくりを進める観点から、地域で活動しているボランティア関係者との情報交換や交流を深めるためにボランティア部会への支援を進めます。

2 事業概要

- (1) ボランティアコーディネーター機能の充実とコーディネート活動
 - ア ボランティア活動希望者に関する相談、活動情報の提供
 - イ ボランティアを依頼したい方への相談及び情報の提供
 - ウ ボランティア活動者とボランティア依頼者との需給調整
 - エ 市民活動サポートセンターとの連携
 - オ ボランティアコーディネーター研修への参加
- (2) おやこ福祉体験チャレンジ教室の開催
 - ア 市内小学校4年生から6年生の児童及び家族を対象とした福祉体験の開催
 - イ 炊出し等災害時の取組みの紹介
- (3) 被災地復興活動講演会
 - 災害に対する市民への啓発と、日頃からの助け合い、支え合いの重要さについて考える講演会の開催
- (4) ボランティアありがとうの集い
 - 日頃からボランティア活動に取り組まれている方々を慰労し、活動者同士の交流を図り、社協との関わりを深める場の提供
- (5) 福祉教育ボランティア養成講座の開催
 - ア ボランティア養成講座、研修会の開催
 - イ 高齢者疑似体験・車イス体験等を使った福祉教育講座の開催
- (6) 高齢者支援人材育成講座
 - ア 高齢者支援の担い手育成
 - イ 傾聴ボランティア講座の開催
- (7) 調査・研究活動の推進
- (8) 啓発・広報・情報提供
 - 社協ホームページ・ブログ等で情報発信
- (9) 児童生徒及び市民を対象にした福祉教育の推進
 - ア 小、中、高等学校、養護学校を対象にした社会福祉普及校への助成
 - イ 連絡会の開催
- (10) 災害ボランティアセンター設置運営訓練等の実施
- (11) ボランティア保険の普及及び加入促進
- (12) 松本市ボランティア交流集会の開催及びボランティア間の情報交換
 - 情報交換により活動の活性化や、市全体のボランティア活動の底上げを図るための交流会の開催
- (13) 結婚推進事業の実施

○ 児童センター運営事業

1 主要取組

新 児童福祉業務の運営は、地域とつながることで有効に機能しその役割を果たすことができます。そのため、本会の使命である「地域福祉の推進」と連動した児童福祉業務を遂行することを目的として定めた「児童福祉業務運営における活動方針」に基づき関係職員が活動を実践します。

(1) 放課後児童クラブの充実

共働き家庭やひとり親家庭が増加しているなかで、学校放課後の児童生活を支援する放課後児童クラブは、子どもたちが放課後や学校の長期休業中に安全・安心して過ごせる居場所として利用が増え、大規模化している施設が増えています。

また、発達障害などで集団での遊びが苦手な子や、家庭環境などにより様々な配慮や支援が必要な子どもも増えています。こうしたことから、子どもたちが安心・安全に過ごすことができるよう最大限の配慮をしながら、必要に応じて児童相談所など関係機関等との連携を図りながら早期の対応に努めます。

さらに、遊びを通した仲間関係の中で自主的な活動を援助し、社会性や豊かな人間性が育まれるように努めます。

(2) 子育て支援活動の積極的な実施

少子化や地域のつながりが希薄化する中で、身近な地域の子育て支援の拠点施設として、子育て中の親子が気軽に集い交流や情報交換ができる場を提供するとともに、育児相談の実施や各種講座の開催など子育て支援に取組みます。

(3) 地域との連携による児童館運営

地区の町会役員や福祉関係団体などで構成する児童館運営委員会や保護者等の協力のもと、当会として実施する福祉・ボランティア体験事業等を活用して地域に根づいた児童の健全育成を推進します。

2 事業概要

(1) 児童センター（18館）・放課後児童クラブ（2館）の運営

ア 運営委員会の開催（年2回）

イ 館長会の開催（毎月）

ウ 職員研修の実施

新 (ア) 中央研修へ派遣（厚生員基礎研修、中堅厚生員研修、指導者養成研修）

(イ) 独自研修の実施（新任館長、新任職員、館長・厚生員合同研修会 他）

エ 保護者との懇談及びアンケートの実施（市・社協）

オ 服務規律の徹底と適正な事務処理

拡 カ 地域活動クラブ助成金の拡充

新 キ 地域児童受け皿づくり支援事業

(2) 放課後児童クラブ事業の実施

- ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施（18カ所）
- イ つどいの広場事業の実施（15カ所）
- ウ 休日つどいの広場事業の実施（芳川児童センターツどいの広場）
- エ 青少年の居場所事業の推進（あがた児童センター）
- オ 地域との連携事業
- カ 自主事業（各館の特性や地域性を活かした事業）の実施
- キ 地域を対象とした活動（児童館まつりなど）
- ク ボランティア活動の推進

○ 高齢者福祉及びプラチナセンター事業

1 主要取組

(1) プラチナセンター事業

高齢者が、いつまでも色あせることなく輝き続けながら、より充実した豊かな生活をするためのプラチナ大学や、各種講座を開催し高齢者の生きがいづくりの推進を図ります。

また、プラチナセンターを核とし、地域福祉活動と連動した社協として行う高齢者の生きがい支援策等の検討を進めます。

2 事業概要

(1) プラチナセンター事業の推進

- ア 松本市プラチナ大学、生きがい講座の実施
- イ センターの利用団体の活動支援
- ウ 福祉入浴の実施

(2) 福祉団体の活動支援の推進

松本市高齢者クラブ連合会等への支援

生活福祉課

○ 生活支援事業

1 主要取組

括 (1) 生活支援体制整備事業

地域包括ケアシステムにおける住民主体の活動による「互助」と、行政や関係機関との協働による「共助」の推進により、各地区の実情に沿った生活支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を図ります。

括 (2) 地区生活支援員活動

生活支援体制の整備に向けて、松本市から委託を受けて35地区の地域づくりセンターを基本に「地区生活支援員」を配置し、支援の担い手となる人材育成、支援のための仕組みづくりを行うこととし、地区生活支援員、地区、地域包括支援センターをはじめとする専門職や関係機関が一体となって取組みます。

括 (3) 生活支援体制の基盤づくり

生活支援体制の整備にあたっては、地区の取組み状況に基づき、地区生活支援員の組織的なバックアップを行うため、既存の協議体を基盤として位置付け、
① 地域支え合い推進員の支援内容検討 ② 地区内のニーズとサービス提供情報の明確・共有化 ③ 介護予防・生活支援に関する企画、立案、活動方針の協議
④ 情報交換、地域づくりに関する意識の統一を図ります。

2 事業概要

括 (1) 生活支援体制整備事業の推進

「地区生活支援員」は、行政、関係機関、民生児童委員及び本会の地区担当職員等と連携し、地域づくりセンター長が主導する「地区支援企画会議」等で関係を築き、役割分担をしながら次の取組みを進めます。

ア 地区課題の話し合い

イ 地区で生活支援を協議する協議体、民生児童委員協議会、地域ケア会議などに出席し、地区の情報を共有し連携

ウ 必要に応じて住民を巻き込んだ勉強会の企画等

括 (2) 地区生活支援員活動の推進

令和2年度は新たに、城北、白板、庄内、松南、松原、和田、笛賀、寿、本郷の9地区に「地区生活支援員」を配置し、昨年配置した7地区も含め、本会地区担当職員と共同して活動の推進を図ります。

ア 地区の課題、困りごと等の把握

イ 「通いの場」や「生活支援サービス」と「困っている高齢者等」のマッチング

ウ 新たなサービスの立ち上げ・継続支援

エ サービスの担い手等人材育成

○ 有償生活支援事業（地域福祉課から所管替え）

1 主要取組

（1）有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」

介護保険制度の生活支援サービスの対象外となる制度のすき間や保険の上限を超えたサービスの不足部分を担う本会ならではの生活支援サービスで、市民が主体的に関わった地域での生活支援の仕組みづくりや地域での支え手育成を推進するための手法の一つとして、市域全体を対象に事業展開を図ります。

2 事業概要

（1）有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」の推進

町会単位での事業説明会を通じて、地区内の支え合いの必要性や支え手の重要性の理解を深め、地区資源（住民・民間・NPO 法人等）を活用した地区独自の仕組みを検討します。この事業では地区内住民が主体的に進めることを基本として、本会職員である事業担当職員、市社協地区担当職員及び地区生活支援員が共同して、推進します。

ア 拡大方法

（ア）事業担当職員と地区担当職員が共同し取組みを進め、地域福祉推進会議のフォローアップと進行管理

（イ）地域づくりセンター長の支援のもと、地区内の事業説明会と協力者の勧誘

（ウ）理解者を通じて知人・友人へ勧誘し、モデル的地区の取組みを他地区へ波及
イ 地区生活支援員の関係性

地区内の「生活支援の仕組みづくり」を進める手法の一つとして、本事業のノウハウを地区内へつなげるために地区担当職員と地区生活支援員が連携

ウ サービス提供者の立上げ

各地区内の既存の協議会を活用して、地区の実情に沿った住民主体や民間事業者を含めたサービス提供者の立上げ

エ 地区の主体的な取組み支援

地域福祉活動推進支援事業を活用した各地区の生活支援や協議会の事務等の取組みを支援

○ 自立支援事業

1 主要取組

（1）日常生活自立支援事業

認知症高齢者及び知的障がい者並びに精神障がい者など判断能力が不十分な方に対して、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利擁護を推進します。

(2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者及び障がい者並びに高齢者に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的に自立し安定した生活が送れるよう、効果的かつ効率的な支援を図ります。

2 事業概要

- (1) 日常生活自立支援事業の実施
- (2) 生活福祉資金貸付事業の実施
- (3) くらしの資金貸付事業の実施

○ 生活就労支援センター事業

1 主要取組

(1) 生活就労支援センター事業

生活困窮者への相談支援・就労支援等で自立を図るとともに、地域に潜在する困窮問題の早期発見と相談支援の強化を推進するため、関係機関と連携を図り、生活困窮者を支える体制づくりに取組みます。

2 事業概要

- (1) 松本市生活就労支援センター（まいさぽ松本）の受託運営
 - ア 生活困窮者の自立相談支援（ニーズの把握、自立支援計画の策定、関係機関との連絡調整等）
 - イ 支援調整会議の開催（自立支援計画の適切性の協議、計画の共有・評価等）
 - ウ 家計改善支援（相談者の家計状況の見える化、家計管理の意欲を高揚）

○ 包括支援センター事業

1 主要取組

(1) 地域包括支援センター事業

地域包括ケアシステム構築に向けて、受託する地域包括支援センターでは、地域住民の身近な地域の総合相談窓口としての役割を担うため、生活支援コーディネーターによる地区での取組みや、認知症施策の推進、地域ケア会議等の開催を通じて、ネットワークの構築と介護予防を推進します。

2 事業概要

(1) 地域包括支援センター事業の推進

南部、南西部、西部地区の3地区の地域包括支援センターの運営

在宅福祉課

1 主要取組

(1) 人材定着及び人材育成

介護職員等の人材確保が困難な中、介護職員の定着のための職場環境づくりや、研修、勉強会を実施して人材育成を進めるとともに、採用形態等抜本的な対策の検討を行います。

また、福祉系の大学等との連携により、新たなインターンシップ制度の導入を検討します。

(2) 事業運営の効率化と稼働率の向上

ア 事業運営をより効率的に行うとともに、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、病院等との連携強化による営業活動の実施や稼働率の向上を図り、収入確保に努めます。

イ 限られた人材で有効な事業推進を図るため、営業時間や人員体制についての検討を始めます。

(3) 訪問介護事業、相談支援事業の安定経営に向けた取組

収益が低下している在宅福祉課の訪問介護事業、相談支援事業について、今後の事業の在り方を検討します。

2 事業概要

(1) 介護保険関連事業

ア 居宅介護支援事業

介護計画書・介護予防計画書の作成、介護支援専門員専門研修等への参加

イ 訪問介護事業

訪問介護計画書、利用者状況報告書等の作成、訪問介護サービスの実施

ウ 訪問入浴介護事業

訪問入浴介護計画書等の作成、訪問入浴介護サービスの実施

(2) 障害者総合支援法関連事業

ア 障がい児・者居宅介護事業

身体介護、重度訪問介護、家事援助、同行援護、移動支援等の実施

イ 指定相談支援事業の推進

サービス等利用計画書の作成、相談支援専門員研修等への参加

(3) 受託事業

在宅入浴の実施

施設障害福祉課

1 主要取組

(1) 障がい福祉事業の充実

就労継続支援B型事業所5施設では、利用者の自立と社会経済活動への参加促進を目標とし、通所による就労訓練及び生産活動の機会を提供するとともに、5施設の連携強化に努め、各種事業の增收及びそれに伴う利用者の工賃アップを図ります。

また、心身障害者福祉センター、しいのみ学園についても、障がい福祉事業として将来を見据えた持続可能な事業とするため、他の施設とも連携を図り、安定した事業体制の構築に取組みます。

(2) 喫茶「Cafeボリジ」及び障がい者施設の共同店舗の運営

希望の家の利用者を中心に運営する喫茶事業と同店内に併設する就労継続支援B型事業所5施設による共同店舗では、利用者の自立に向けた支援・活動の起点となることをはじめ、障がい者や共生社会への理解を深めるため、地域や地域で活動する実践者とのかかわりを大切に、就労訓練の場、各施設の自主製品の展示販売の場として更に充実します。

(3) グループホーム井川城の運営

入居者の安心・安全を確保するとともに、独自の親睦事業（誕生日会、クリスマス会・観桜会等）を行い、利用者が楽しく生きがいを持って暮らせる環境作りのほか、利用者本人が自活の力につけるよう支援を行うとともに、地域の行事・作業等に参加するなど地域との関わりも大切にしたグループホームの健全運営に努めます。

新 (4) 新たなグループホームの整備

障がい当事者や家族などからのグループホーム2館目建設についての要望や篤志家からのグループホームの建設資金の寄付等を踏まえ、新たなグループホームの整備を進めます。

(5) 総合社会福祉センターの管理運営

市から指定管理を受けている総合社会福祉センターの適切な管理運営を行います。

2 事業概要

(1) 障がい福祉事業の充実

ア 希望の家

(ア) 新規利用者の確保、利用者の働く意欲の向上につながる作業の拡大

(イ) 自主生産製品の研究開発、利用者が興味を持ち自立生活を営むことができる力の習得支援

(ウ) 他者を思いやる心を育む支援、自身の存在価値や自信につながる支援の推進

イ 岡田希望の家

(ア) 地域行事への参加等による地域住民との交流

(イ) 利用者自らが立案、実施する活動（リフレッシュの日等）による自立生活力の向上支援

(ウ) 新規受託企業の確保と草木染め製品の品質向上による収入増と利用者の工賃アップ

ウ 南ふれあいホーム

(ア) 重度障がい利用者（手帳1級）の通所の安定と通所率の向上

a 平易な作業のある企業との取引内容と受託単価の検討及び作業の調整

b 工程の細分化等による重度障がい者の作業内容への配慮

(イ) 自主事業の見直しと拡充

a 「にじいろ工房」製パン・焼き菓子の販売定着化

b 通所者の特性や能力などに応じた作業内容の調整

(ウ) 製造及び販売の拡大に伴う調製指導員の体制の見直し

エ 北ふれあいホーム

(ア) 障害相談支援センター等の関係機関との連携による利用者の安定確保と一般就労支援の強化

(イ) 新規受託製品の確保及び自主製品（新作パン）等の開発取組みによる収入の確保と工賃アップ

(ウ) 作業室の狭隘化解消についての市との調整

オ 障がい者就労センター・はた

(ア) 各養護学校等関係機関との連携による利用者の安定確保

(イ) 農福連携の取組みによる利用者の就労機会や生きがいづくりの場の創出

(ウ) 臨空工業団地からの新規受託製品の確保や農作業製品の充実、焼き芋販売の拡大による収入の確保と工賃アップ

カ しいのみ学園

児童発達支援事業、放課後デイサービス事業における子どもの状況に応じた適切な発達支援と療育の質の向上

キ 心身障害者福祉センター

- (ア) 「やまなみ学級」での仲間との交流、生きがいを高める訓練、学習、創作活動の実施
- (イ) 心身障害者の高齢者対策として、デフクローバー（聾高齢者の会）事業による社会参加のサポート
- (ウ) 施設・病院・就労を利用しない狭間の在宅障害者にとっての居場所となる講座の実施

(2) 喫茶「Cafe ポリジ」及び障がい者施設の共同店舗の運営

ア 集客アップの取組み

- (ア) 新商品開発、雑誌等への掲載や出張販売等外販活動による広報活動の強化
- (イ) 5施設共同店舗として、各施設の活動や思いをつなげるコラボ企画の推進

イ 就労訓練の場として、接客や調理技能、コミュニケーション能力の向上の支援

(3) グループホーム井川城の運営

ア 余暇活動や季節行事等の充実

イ 外出支援により買い物をする機会の提供による自立訓練の強化

ウ サービス管理責任者及び世話人のスキルアップ、情報交換、事業所内勉強会

エ 地区開催の行事等への積極的な参加による地域住民との交流

オ 入居者の健康管理、防火・防災等危機管理対策

新 (4) 新たなグループホームの整備

ア 新たなグループホーム整備検討委員会の運営

イ 整備手法・立地・設計・財源等の検討

(5) 総合社会福祉センターの管理運営

ア 指定管理施設の指定継続(平成30年度～令和2年度の間)

イ 大規模設備改修工事完了に伴う貸館の再開

ウ 総合社会福祉センターふれあいまつりの実施

(6) 心身障がい児（者）ふれあいバスハイクの実施

西部地区センター

○ 地域福祉事業

1 主要取組

括 (1) 第3期地区別地域福祉活動計画の推進

ア 第3期地区別計画に掲げる本会の役割に基づき、西部地区内の地域福祉課題の把握に努め、地域福祉の一層の推進を図ります。

イ 第4期地域福祉活動計画の策定に向け地域福祉課題及び地域の現状把握に努めます。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

関係機関と連携し、地域特性を生かした見守り支援体制の構築を通し、誰もが住み慣れた地域で住み続けられるような「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

(3) 小地域を大切にした地域づくりの推進

ア 地区社協と連携しながら、各地区の実状に見合った小地域を単位とした地域福祉の一層の充実を図ります。

イ 「地域の福祉は地域の住民自らが担っていく」ことを目標に、団体支援を図ります。

(4) 奈川社会就労センターの運営

ア 奈川社会就労センターでは、奈川地区内において働く意欲・希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えた方々に対し、就労又は技能習得のために必要な機会の提供を図ります。

イ 自主事業（農業）等を行い地域に開かれた環境づくりに努め、利用者が気軽に相談・利用できる施設運営に努めます。

2 事業概要

(1) 地区社協の育成・支援

ア 事務局として活動を推進・支援

イ 町会別サロン事業の推進

ウ 見守り安心ネットワーク事業の推進

エ 西部4地区社協(安曇、奈川、梓川、波田)会長会の開催

(2) 地区ボランティア組織の育成、強化

ア ボランティア活動の需給調整

イ ボランティア相談

ウ ボランティア育成講座

(3) 地域福祉関係団体の育成・支援

ア 高齢者クラブ

イ 民生委員・児童委員協議会

ウ 日赤奉仕団

エ 身体障害者福祉協会

オ 遺族会 等

(4) ワンポイント介護講座の開催

ア 内 容 基本的な知識、技術の習得 全2回講座

イ 期 日 6月

ウ 会 場 梓川福祉センター

(5) 西部地区福祉と健康のつどいの開催

ア 内 容 演奏会及び講演会

イ 期 日 9月26日(土)

ウ 会 場 波田文化センタークトホール

(6) 防災講習会の実施

ア 内 容 防災講習会

イ 回 数 年4回程度

ウ 会 場 各地区公民館、集会場 等

新 (7) 福祉教育の実施

ア 内 容 小中学校、児童センター等での福祉教育の実施

イ 期 日 隨時

拡 (8) 地域共生社会の推進

ア 地区生活支援員との協働(和田、梓川、波田)

イ 地域包括ケアシステムの推進

ウ 地域ケア会議、地区支援企画会議

(9) 福祉自動車、車椅子貸出事業の実施

(10) 共同募金、日赤事業の推進

(11) 梓川福祉センターの運営

(12) ふれあいの家・ほのぼの広場の運営(奈川)

(13) 奈川社会就労センターの運営

(14) 公共交通空白地有償運送事業の実施(安曇、奈川)

(15) 高齢者等訪問給食サービスの実施(安曇、奈川)

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

(1) 介護報酬収入の確保

ア 居宅介護支援事業

梓川・波田地区に設置した西部地区の居宅介護支援事業の拠点として、援助が必要な利用者に保健・医療・福祉サービスが受けられるよう地域に密着した事業運営に取組みます。

イ 訪問介護事業

梓川地区に設置した西部地区の訪問介護事業の拠点として効率的なサービス提供をするための職員配置を構築し地域に密着した事業運営に取組みます。

ウ 通所介護事業

安曇・奈川・梓川・波田地区に設置した居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携を強化することで、新規利用者の確保と利用者拡大に取り組むとともに、効率的な職員配置の構築に努め、地域との交流・地域へのPRを推進します。

(2) 職員の資質向上

計画的に研修を実施（個別研修計画を作成し、研修目的の達成状況を適宜評価、改善措置を実施）し、専門職としての資質向上、技能の平準化を図ります。

(3) 地域包括支援センター、医療機関との連携強化

各事業所間の連携はもとより、地域包括支援センターや医療機関等との連携強化を図り、新規利用者の受入態勢の強化を図ります。

(4) 特殊詐欺被害防止への取組みの強化

8事業所の連携を強化し、より利用者に寄り添ったサービスの提供に心がけ、特殊詐欺被害防止に努めます。

2 事業概要

(1) 居宅介護支援事業所（梓川居宅介護支援事業所・はた居宅介護支援事業所）

ア 介護計画書・介護予防計画書の作成及び相談業務

イ 地域包括支援センター、地区民生児童委員会、松本市立病院との連携

ウ 年間研修計画に基づく介護支援専門員専門研修等への参加

エ 認知症サポート事業（キャラバンメイト事業）への参加

オ 事例検討会議等の開催（月4回）

カ 特定事業所加算Ⅱの取得（梓川・はた居宅介護支援事業所）

(2) 訪問介護事業所（西部ヘルパーステーション）

ア 訪問介護計画書、利用者状況報告書の作成

イ 年間研修計画に基づく従事者研修会への参加（認知症介護、虐待防止等）

ウ 訪問介護員会議等の開催（月1回）

エ 実習生、職場体験等の受入

オ 特定事業所加算Ⅱの取得

(3) 通所介護事業所（安曇デイサービスセンター・奈川デイサービスセンター・梓川デイサービスセンター・波田デイサービスセンター・波田デイきたはらっぱ）

ア 通所介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務

イ 地域密着型デイサービスセンターの運営（認知症対応型・梓川デイサービスセンター、一般型・波田デイきたはらっぱ）

ウ 通所型サービスA事業（介護予防教室）の運営（安曇・奈川・梓川）

エ 中重度者ケア体制加算及び認知症加算、個別機能訓練加算、サービス提供体制加算の取得（西部5事業所）

新たに近隣医療機関と機能訓練指導を中心とした連携を図り、生活機能向上連携加算の取得

オ 年間研修計画に基づく従事者研修会への参加（認知症対応向上、高齢者虐待防止、老人福祉施設職員研修等）

カ 地域ケア会議等への参加

(4) 障害者総合支援法事業所（西部ヘルパーステーション）

ア 障がい児・者居宅介護事業

身体介護、重度訪問介護の実施

四賀地区センター

○ 地域福祉事業

1 主要取組

新 (1) 地域共生社会の実現に向けて

人口減少による人手不足を踏まえ、世代や分野を超えて、住民一人ひとりが「支え手」、「受け手」となり、住民が主体となって暮らしと生きがいを創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、関係団体及び関係機関と連携を図り、住民共生型の地域づくりに取組みます。

ア 地域の人と人とがお互いさまの気持ちを大切にして、住民主体の生活支援を身近なところから始めていく意識づくりの啓発、醸成に取組みます。

イ 地域の小中学校との協働による子どもたちの社会参加への取組みを支援します。

新 (2) 人々の幸せの発見を求めて

住民一人ひとりの生きがいや健康、収入、趣味、満足感と暮らしの安心など、小さな幸せを発見することへの支援に取組みます。

(3) 地域資源を活かした居場所づくり

住民が気軽に集まれる居場所として、地域資源の活用や資源価値の変換など、創意工夫した居場所づくりを積極的に進めます。

(4) 若者の地域社会参加の支援

学校と地域との協働による福祉教育を実践するとともに、地域やつどいの広場、保育園などの子育て世代の若者や子どもたちとの交流や連携を図り、若者の地域社会参加に努めます。

(5) 生活支援員との連携による生活支援体制整備事業を推進します。

(6) 介護保険部署と連携し、専門職の知識や技能を還元し、社会福祉協議会として地域貢献に努めます。

(7) ささえあい事業の継続実施と協力者（支え手）の育成をします。

(8) 住民の包括的相談を実施します。

2 事業概要

(1) 空白地有償運送事業（補助金事業）

(2) 高齢者等生活支援事業（受託事業）

(3) 住民の生活実態調査による生活課題、要望、意向の把握

新 (4) 住民共生型の地域づくり

ア 「地域まるごとヘルパー大作戦」の取組み（テーマ 食・移動）

イ 小中学校との協働による子どもたちの社会参加への支援

（ア）四賀小学校「四賀小ハローワーク」の開設

（イ）会田中学校「暮らしのサポート」の拡充

新 (5) 人々の幸せの価値発見を求めて

ア 人が健康であるために必要な「食べる・動く・休む」をテーマに、住民がみんなで考える講座の開催

イ 高年者の特技や技能、趣味を生かした、生きがい探しと働く場の開発、開拓

(6) ささえあい事業（かかわり隊、つながり隊、お届け隊、お仕え隊、えんがわ隊）継続

(7) 高齢者サロン「ふくふくの家」の運営

(8) 町会を中心とした「いきいきサロン・えんがわ隊」の拡充

(9) 介護保険部署との連携による「高齢者元気づくり講座」の継続開催

(10) 趣味や特技を共通とするグループの支援強化

(11) 路線バスを活用したコミュニティサロンの実施

(12) 生活支援員による生活支援・介護予防のコーディネート

(13) ボランティア事業（受給調整、講座開催、情報紙発行）

(14) ボランティア組織の強化

(15) ボランティア感謝祭の開催 11月14(土)

(16) サマーチャレンジボランティアスクールの開催 7月5日(日)

(17) 四賀小応援団への参画

(18) 会田中コミュニティスクールへの参画

(19) 四賀地区「福祉の集い」の開催 6月14日(日)

(20) もしもの時の玉手箱事業の推進

(21) 住民相談窓口の充実（心配ごと相談の開催）

(22) 健康づくり・予防対策の推進

(23) 民生児童委員協議会事務局

(24) 福祉団体事務局（高齢者クラブ、遺族会）

(25) 赤い羽根共同募金活動

(26) 日赤奉仕団事務局

(27) 福祉車輛・車椅子貸出

(28) 器具備品貸出

○ 介護保険関連福祉事業

1 主要取組

(1) 共通の取組み

ア 安定的な事業運営の推進

地区センター所管の3事業所において、地区センター内に設置した、「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」を核として、地域住民や関係機関との連携を強化し、事業サービスの充実及び質の向上、利用者の確保や事業所の特色化等を進め、介護報酬の增收を図り、健全かつ安定的な事業運営を推進します。

イ 職員の資質向上と社会貢献

職員研修を実施し、職員個々の技能向上と資質向上を図るとともに、地域に貢献する事業所として企業価値、付加価値を高めます。

新 ウ 介護・障害事業所間とのネットワークの創設

地区内の介護、障害事業所との連携により、緊急連絡網を構築し、非常時の体制強化を図ります。

新 エ 特殊詐欺被害防止への取組みの強化

3 事業所の連携を強化し、より利用者に寄り添ったサービスの提供に心がけ、特殊詐欺被害防止に努めます。

(2) 個別事業所の取組み

ア 四賀居宅介護サポートセンター

(ア) 地域福祉事業と連携をとり、地域で暮らし続ける為の支援を連動して行うことで、新規の困難ケースなどの積極的な受け入れ対応をします。

(イ) ケアプラン作成にあたり、サービス利用者としてではなく、生活者としての利用者の姿に目を向け、生きがいを持って本人が社会参加できることを中心にして他職種との連携、情報共有を行い、質の高いケアマネジメントを実施します。

(ウ) 地区センターの他部署との協働体制により、主に介護予防などについて、支援専門員として学んだことを地域の住民に還元し、社会福祉協議会として地域貢献に努めます。

イ 四賀ヘルパーステーション

(ア) 地域福祉事業との連携や地区外エリアへのサービス拡大による利用者の獲得

(イ) 職員個々の技能のスキルアップと事業所の資質向上

(ウ) 地域包括ケアシステムへの参画

(エ) 地区センターの他部署と協働体制により、訪問介護員の技能などについて、地域住民に還元し、本会として地域貢献に努めます

ウ 四賀デイサービスセンター

(ア) 地域福祉事業との連携や地域住民との交流による利用者の確保

(イ) 質の高いサービスの提供

(ウ) 地域包括ケアシステムへの参画

(エ) 中重度利用者や介護予防利用者の拡大

(オ) 地区センターの他部署との協働体制により本会としての地域貢献
(専門技術の無償サービス)

2 事業概要

(1) 四賀居宅介護サポートセンター

- ア 介護計画書・介護予防計画書の作成及び相談業務
- イ 研修の参加・実施・技術修得
- ウ 地域ケア会議への参加
- エ 地域福祉事業への参加
- オ 「高齢者元気づくり講座」の継続開催（営業強化）
- 新** カ 「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」の推進
- 新** キ 「介護・障害事業所非常時ネットワーク」の構築
- 新** ク 特殊詐欺被害防止への事業所連携の強化

(2) 四賀ヘルパーステーション

- ア 近隣市町村の利用者の現状を把握しながら近接地域の新規利用者の獲得
- イ 利用者の意向に合わせた訪問介護計画書の作成及びサービスの提供
- ウ 研修の参加・実施・ミーティングの強化
- エ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携（利用者拡大）
- オ 地域ケア会議への参加
- カ 自立支援や重度化防止サービスのプランニング
- キ 地域福祉事業への参加
- ク 「高齢者元気づくり講座」の継続開催（営業強化）
- 新** ケ 「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」の推進
- 新** コ 他事業所への訪問やダイレクトメールによる利用者確保
- 新** サ 「介護・障害事業所非常時ネットワーク」の構築
- 新** シ 特殊詐欺被害防止への事業所連携の強化

(3) 四賀デイサービスセンター

- ア 年間無休営業（365日）
- イ 専門職による個別機能訓練の強化
- ウ 研修の参加・実施（年間研修計画に基づき認知症加算の取得を目指す）
- エ 農園・農場の運営（直営の無農薬の野菜や米を使用し栄養バランスの良い昼食の提供）
- オ ボランティア、四賀小学校、会田中学校との交流
- カ ケアマネージャー、医療機関、行政等他職種との連携（利用者拡大）
- キ 地域ケア会議への参加
- ク 通所型サービスAとの連携や利用者の交流
- ケ 消防訓練の実施（年2回）
- コ 指定管理者制度に基づいたデイサービスの運営
- サ ユニットケアによる利用満足度の向上
- シ 自立支援、重度化防止サービスのプランニング

- ス 生活機能向上連携の実施（鹿教湯H.P.）
- セ 地域福祉事業への参加
- ソ 「高齢者元気づくり講座」の継続開催（営業強化）
- タ 職員のスキルアップ・研修の実施
- 新 チ 「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」の推進**
- 新 ツ 他事業所への訪問やダイレクトメールによる利用者確保**
- 新 テ 「介護・障害事業所非常時ネットワーク」の構築**
- 新 ト 特殊詐欺被害防止への事業所連携の強化**

(4) 通所型サービスA

- ア 研修への参加
- イ 地域包括支援センター、ケアマネージャーとの連携

北部地区センター

○ 地域福祉事業

1 主要取組

(1) 地域福祉活動の推進

所管する3地区において、地域福祉課との連携により住民主体の地域福祉活動の推進・支援を行います。

特に、第3期地域福祉活動計画に基づく取組みや地域包括ケアシステムの構築に向けた事業について、計画の段階から積極的に関わり活動支援を行います。

(2) 地区社協の支援

役員の交代や高齢化等により、地区社協事業の推進体制が課題となる中、地区担当職員と連携して支援を行います。

(3) 相談窓口としての支援

地域の方の困りごとや、取組みたい事業についての相談を常に受け入れ、専門機関に繋ぐもの、本会が協力や支援できるもの、地域で解決できるものとをコーディネートします。

(4) 地域課題の多職種連携

介護保険事業を実施している北部地区センターの強みを活かし、出てきたニーズについて多職種が連携し、一体的な支援が提供できるよう取組みます。

2 事業概要

(1) 地区社協、町会、地区民児協、福祉ひろば等会議・事業参加

(2) 地区別地域福祉計画の推進支援(検討・見直し)

拡 (3) 「ボランティアルーム」の有効利用

ア ボランティアグループや障害者団体等の活動の拠点として活用

イ ボランティア養成などの講座や近隣地域の福祉活動に利用

(4) 地区社協が行う地域福祉活動の推進・支援

ア 見守り・助け合い意識向上のための場づくり

イ 担い手(ボランティア)の育成支援

ウ 集いの場(サロン等)の立ち上げの支援

(5) 地域包括ケアシステム構築に向けた関係職員との連携強化

(認知症対応型) オレンジカフェの立ち上げ支援

(6) 地域福祉課との連携による有償生活支援事業の支援

ア 地域ごとのニーズ把握

イ 地域における支え合いの仕組みづくりへの支援

(7) 北部福祉複合施設(ふくふくらいす)の管理運営

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

括 (1) 居宅介護支援事業の推進

- ア 利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けたケアプランを作成し、そのプランに沿ったサービスが提供できるように多職種との連携・調整、情報共有を行います。
- イ 利用者を支える介護者の負担軽減のサポートを行います。
- ウ 利用者が自分らしい暮らしを住み慣れた地域で最期まで続けていかれるように、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- エ 介護支援専門員の資質向上を図るため、積極的に研修や勉強会へ参加します。

(2) 通所介護事業の推進

- ア 北部デイサービスセンター及び東部デイサービスセンターの2施設では、在宅で介護を必要とする高齢者を対象に、利用者及び家族からのニーズに沿ったサービスの提供に努め、利用者の心の安らぎ、孤独感解消、介護するご家族の負担軽減を図るなど、在宅福祉を推進します。
- イ 利用者の自立支援と重度化防止を図るため、機能訓練の充実強化に取組みます。
- ウ 地域及び医療関係機関等との連携強化を図り、それぞれのニーズに対応した新規利用者の受入態勢を整備します。

括 エ 魅力ある施設運営に努め、積極的に利用者の確保に努めるとともに、職員配置の適正化を図りながら安定経営に取組みます。

(3) 訪問介護事業の推進

在宅福祉推進のため各介護保険事業と一体的に事業展開を行います。

括 (4) 安全衛生管理活動の推進

衛生管理者の選任により、介護職場における就労環境の改善及び職員の健康づくりに取り組むとともに、事業所の安全と衛生管理活動を推進します。

新 (5) 特殊詐欺被害防止への取組みの強化

3 事業所の連携を強化し、より利用者に寄り添ったサービスの提供に心がけ、特殊詐欺被害防止に努めます。

2 事業概要

(1) 居宅介護支援事業の実施

- ア 総合的な福祉事業を展開する本会の特性を活かした質の高いケアマネジメントの提供

括 イ 介護支援専門員の資質向上のための研修及び事業所内外の情報交換・連携 ウ 医療・介護等の多職種連携及び地域ケア会議等への積極的な参加 エ 主任ケアマネージャーの育成強化

〔拡〕オ 特定事業所加算(Ⅱ)の算定継続及び重度者(処遇困難者)への対応強化

(2) 通所介護事業の推進

- ア 365日営業の実施
- イ ナイトケア事業の実施
- ウ 利用者の自立支援と重度化防止の推進
- エ 栄養士が作成したメニューによる栄養バランスの取れた食事の提供、季節や行事に合わせた食事及びおやつの提供

〔拡〕オ 地域の小・中学校等との交流・連携強化と、地域包括ケアシステム構築への積極的な参加

- カ 職員の資質向上のため、年間研修計画に基づく研修会への参加（認知症対応の向上、OJT研修等）
- キ 施設内見学会の実施（地域住民、居宅介護支援事業所等）
- ク 介護負担軽減のため年2回の介護者教室の開催と、介護相談の実施
- ケ 中高生のボランティア及び職場体験の受け入れ実施
- コ 信大生及び専門学校生等の実習の受け入れ実施
- サ 医療系関係機関等へのPR強化と、増加する医療ニーズへの積極的な対応
- シ 車椅子浴、寝台浴を含む安心・安全な入浴の提供
- ス レクリエーションの充実
- セ 地域ケア会議への参加

〔拡〕ソ 生活機能向上連携加算に対応した個別機能訓練の充実強化（北部デイサービスセンター）

- タ ケアマネジャーと連携し、個別メニューによるリハビリ実施による機能回復、維持（東部デイサービスセンター）
- チ 地区公民館や地区保健センターとの積極的な交流・講演会等の推進（北部デイサービスセンター）、被災地体験講演、健康指導等

〔拡〕ツ 認知症対応型通所介護事業所の専属スタッフによるケア実施のPR強化、稼働率向上（北部デイサービスセンター）

- テ 認知症対応型通所介護事業所の運営推進会議を6ヵ月に1回以上開催（北部デイサービスセンター）

ト 地域ボランティア部会との連携強化（東部デイサービスセンター）

〔拡〕ナ 新規利用者の開拓を促進するため、居宅介護支援事業所へ毎月利用者の近況報告書（デイ通信）を届けて連携を図る。（東部デイサービスセンター）

(3) 訪問介護事業の推進

- ア サービス提供責任者の育成強化
- イ 訪問介護計画書に基づく円満なサービス提供
- ウ 訪問介護員としての資質向上を図るための積極的な研修参加

- エ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携を図り支援会議への参加
 - オ 地域ケア会議への参加
 - カ 特定事業所加算Ⅱの取得
 - キ 実習生の受入れ実施
- ク 障害者総合支援法対策事業(重度訪問介護事業)への対応
- コ 職員体制の強化と新規利用者の開拓促進

(4) 安全衛生管理活動の推進等

- ア 北部地区センター衛生委員会の毎月開催
- イ 介護職員の身体的負担軽減のための介護機器等の整備
- ウ 自衛消防訓練の実施（北部福祉複合施設と合同で年2回）

成年後見支援センター

1 主要取組

(1) 法人後見の推進

法人で後見人等を受任する必要がある事案を精査したうえで受任することにより、認知症などにより判断能力が低下しても地域で生活を続けられるように法人後見を行います。

(2) 市民後見人並びに法人後見支援員の養成

第2期市民後見人養成講座の修了者を加えた市民後見人材バンク登録者に対して、継続したフォローアップ研修や実務実習を行うことで、市民後見人として活動する人材を養成します。

また、家庭裁判所から後見人等に選任された市民後見人が安心して適切に後見活動を行えるように、継続した支援を行います。

さらに、法人後見支援員の活動を希望する第2期市民後見人養成講座の修了者を法人後見支援員として活用し、法人後見業務の効率化を図ります。

(3) 成年後見支援センターかけはしの方検討委員会の運営

「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき、令和3年度から設置予定の中核機関について、2市5村と協議を行い対応を検討するとともに、成年後見支援センターかけはしが行う法人後見の受任件数の増加等への対応を検討する場として、今年度も引き続き、成年後見支援センターの方検討委員会を運営するものです。

2 事業概要

(1) 成年後見制度に関する相談の実施

ア 職員（社会福祉士等）による相談 平日午前8時30分～午後5時15分

イ 弁護士、司法書士による専門相談

（ア）日時 毎週火曜日（祝祭日除く）午後1時～午後4時

（イ）方法 弁護士、司法書士が交互に担当

（ウ）場所 成年後見支援センター事務所

（エ）必要に応じて参加市村での相談日も設ける。

ウ 出張講演・相談会の開催

各市村において弁護士・司法書士の講演、相談会を実施

(2) 研修会・学習会への職員派遣

行政・団体等の依頼による研修会、学習会 隨時

(3) 成年後見人等のつどいの開催 年1回（9月）

- (4) 法人後見の受任
- (5) 法人後見支援員の養成
 - 法人後見支援員研修（年1回以上）
- (6) 運営委員会、小委員会の開催
 - ア 運営委員会 3回（4月、9月、2月）
 - イ 小委員会 月1回程度
- (7) 成年後見支援センターかけはしのあり方検討委員会の開催 隨時
- (8) 対人援助技術研修 年1回
- (9) 市民後見人の養成
 - ア 市民後見推進委員会の開催（月1回程度）
 - イ 市民後見人材バンク登録者に対する実務実習
 - ウ 市民後見人材バンク登録者に対するフォローアップ研修（年3回程度）
 - エ 市民後見人への助言・支援